神河町(山田地区)米粉生產活性化計画

兵庫県•神河町

平成23年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

|計画の名称||神河町(山田地区)米粉生産活性化計画

都道府県名 兵庫県 市町村名 神河町 地区名(※1) 山田地区 計画期間(※2) 平成23年度~27年度

目標:(※3)

当町の人口は、国勢調査・農業センサス等の結果から見て、長期低落傾向が続いている。よって、中山間地域の豊かな地域資源を活かし、まずは定住人口の確保を目標とする。そのための農政側からのアプローチの方策として、農産物の販売額を増加へ仕向け、農業従事者の経営安定を図り、人口減少率の抑制に歯止めをかけるべく努力して行く。

具体的には、「米あまり」、「米粉に対する全国的な消費者ニーズの高まり」、「農業の6次産業化」、「地産地消」といったキーワードに着目し、新規需要米(米粉用米)に取り組むことによって、地域 農産物の販売額の増加を図る。また、地域内農産物の販売額の増加により、地域内の定住人口の減少の抑制を図る。

- ①定住人口の減少率の0.3%の抑制(=計画前5年間の減少率4.8%-計画期間の減少率4.5%)
- ②地域内農産物(新規需要米)の販売量の増加28.9t(=計画前5年間の販売量Ot-計画期間の販売量28.9t)

目標設定の考え方

|地区の概要:

神河町は平成17年11月に神崎町と大河内町が合併して生まれた町で、兵庫県の中央部に位置する。地域の総面積は、202k㎡で、そのうち林野が87.3%を占めている。耕地は4河川流域に開け、南部は平地が多く、北部は比較的棚田が多い。農地利用の現況は水稲栽培が主体で、小麦、小豆、そば、キャベツ等の転作作物が栽培されている。

現状と課題

本町の主要農産物である米は土地利用型農業を進めて行く上でも基幹的な位置にあるが、農業者の高齢化や近年の米価下落による所得低下による生産意欲の低減退伴い農業従事者 の減少が進行しており、保全管理田や不作付地の増加を招いている。また、生産調整の達成に向け、麦・小豆を中心とした推進を行っているが、湿田等の農地の条件により、有利な転作作 物が育たない地域がある。

そうした中、農業本来の活力を取り戻すため、地産地消を視野に入れ、農業の多角化を図りつつ、耕作放棄地の解消と担い手の主体となる集落営農組織の高度化が急務となっている。その一方、山間農業地域の望ましい在り方として、「農産物のブランド化」と「農産物加工品の生産促進」に力点を置いて行く必要がある。

今後の展開方向等(※4)

神河町産米粉の需要を拡大するため、町内の産直、観光施設、菓子店等に原材料として供給し、地産地消を基本とした農商工連携による米粉を使った新商品開発・販路開拓の促進を図る とともに、一般消費者を対象とした米粉利用料理の普及等により家庭における米粉の認知度を高め、食生活を小麦粉中心から米粉中心に切り替えていくため、家庭用米粉使用量の拡大を 目指す。

当該地域において、新規需要米の生産拡大を図り、域内流通によるトレーサビリティを含めた食の安全性にこだわった6次産業化に取り組むことにより、農業の活性化、米の消費拡大、雇用機会の増加、神河町産米のPRといった地域振興に果たす役割はきわめて大きいものがある。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度 の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて 具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体		法第5条第2項第 3号イ・ロ・ハ・ニ の別(※3)	備考
神河町	山田地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	山田営農組合	有	1	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について 記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な 事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

神河町全域 709 ha

区域設定の考え方 (※3)

①法第3条第1号関係:

神河町の耕地面積750haのうち、田の占める割合は94.5%で709haとなっている。 また、神河町の総世帯数4,082戸のうち総農家数1,350戸と総戸数の33.1%を占めている。

[出典]

農地面積、農家人口:平成20~21年「兵庫農林水産統計年報」

②法第3条第2号関係:

産業別就業者数(15歳以上)における農業の占める割合は、平成12度の2.7%から平成17年度に3.4%と若干の伸びを示して以降は減少傾向にあり、65歳以上の農業就業者数が73%を占めるなど、生産者の高齢化が進んでいることから、農村振興による担い手育成・確保が課題となる。このため、生産調整の実効性を確保しながら農家の生産意欲の向上を図り、農村活性化を推進する。

[出典]

「兵庫農林水産統計年報」、2005農林漁業センサス

③法第3条第3号関係:

本計画の活性化区域(受益地)となる神河町全域が市街化区域以外であり、事業実施地区を中心に米粉用米の作付けを拡大する。

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

- 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 該当なし
- 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 該当なし

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等	$(\times 1$	1)
---------------------	-------------	----

- 〇 定住人口について・・・・・計画期間(平成23~27年度)終了後の翌年度に、「住民基本台帳」により把握、検証する。
- 〇 農林水産物販売量・・・・・計画期間(平成23~27年度)終了後の翌年度に、新規需要米取組計画主体に対し聞き取り調査で把握、検証する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことと されていることにかんがみ、行われるものである。 その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定める ところによるものとする。